

# 熊本地震により **被災された仲間のみなさんへ**



## 1. 生活たすけあい制度

### ①熊建労の「生活たすけあい基金」

限度額	組合員1人につき10万円を限度に生活資金を融資
申込み方法	所属する支部へ申込み
貸付利子	無利子
手続きに必要なもの	①印かん、②申込みする人の預金通帳又はキャッシュカード ③支部・分会役員による本人確認
交付方法	申込者の指定する口座に送金

### ②社会福祉協議会の「生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）」

限度額	1世帯につき一回かぎり10万円以内(4人以上の世帯等は20万円)
すえおき期間	貸付の日から1年以内
返済期限	すえおき期間終了後2年以内
貸付利子	無利子
手続きに必要なもの	①身分証明(運転免許証、健康保険証、住民票など)、②印かん ③申込みする人の預金通帳又はキャッシュカード
交付方法	申込者の指定する口座に、10日前後で送金

### ③医療費の窓口負担（3割負担）の免除

下のア～エにあたる時は、病院代・薬代の窓口負担が免除されます。

手続きは、病院の窓口で「住まいが全壊、半壊した」「被災して仕事が無い」「被災して収入が無い」と伝えるだけです。（※先に病院の窓口で被災状況の質問がある時も多いです）

- ア、主たる生計維持者が業務を廃止、休止したとき
- イ、主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき
- ウ、住家が全壊や半壊の被害を受けたとき
- エ、主たる生計維持者が死亡、重病、行方不明のとき

④保険証が無くても医療機関を受診できます

保険証を持たずに避難していて病院受診した時は、ア.氏名、イ.生年月日、ウ.連絡先、エ.加入している健康保険の名前を窓口で伝えれば、保険証が無くても受診できます。

## 2、 組合費・中建保険料の免除制度

		半 壊	全 壊
組 合 費	免除期間	4ヵ月免除	6ヵ月免除
	必要書類	申請書 + り災証明(写し)	
中 建 国 保	免除期間	3ヵ月免除(大規模災害の特例)	
	必要書類	申請書(支部長の証明)	

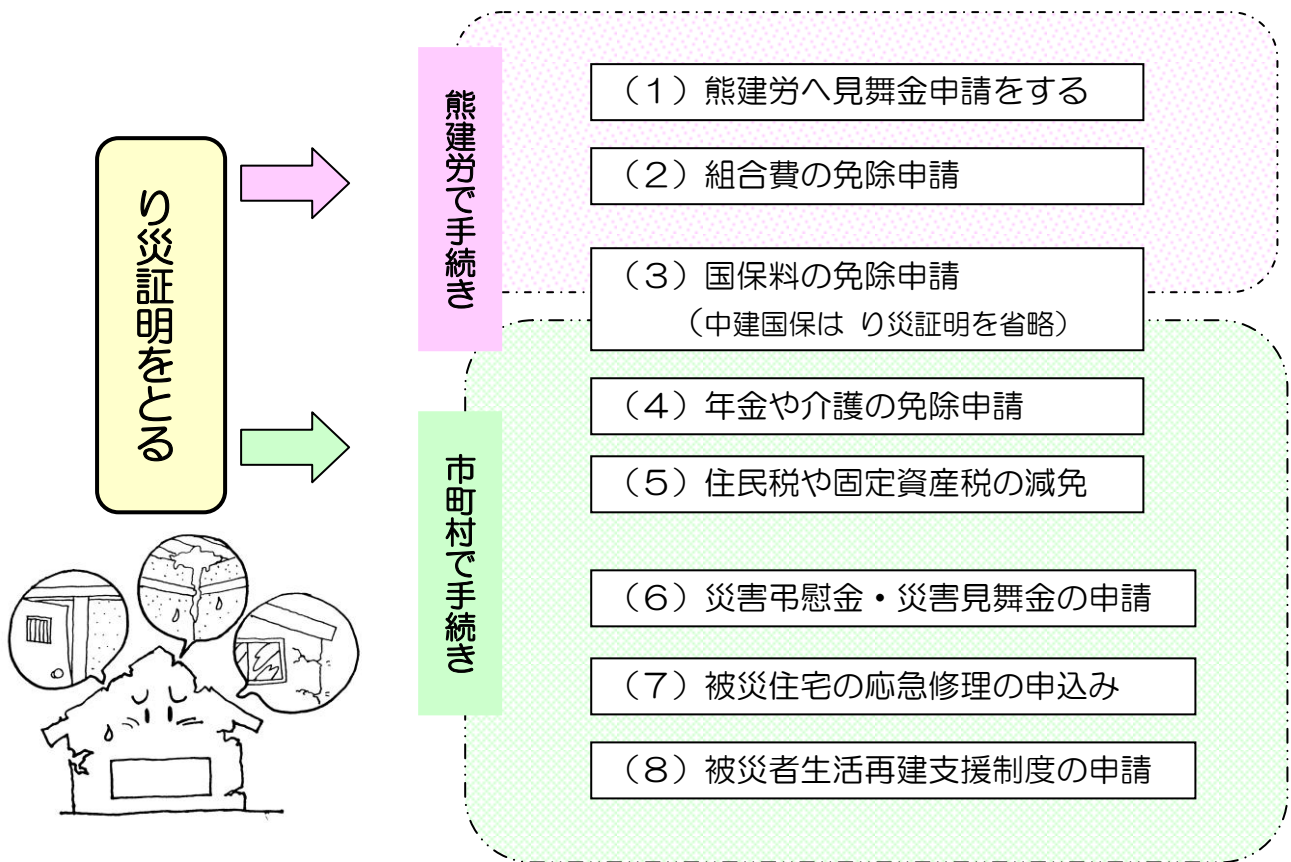
## 3、 災害お見舞い金

◎ブロック塀など住居でない部分は除いた、住家と付属設備（「一部損壊のみ」ベランダ、電気設備、給排水設備、給湯器設備など）への被害 20 万円以上が対象です。

※添付する見積書は、組合員が自分で住家を見積もったものでも可

添付書類／被害規模		一部損壊	半 壊	全 壊
①熊建労からの 見舞金(共済・全労済)	住宅災害見舞金	5,000 円	25,000 円	50,000 円
	地震等見舞金	10,000 円	50,000 円	100,000 円
	合 計	15,000 円	75,000 円	150,000 円
②全国の仲間からの見舞金(全建総連)		10,000 円	30,000 円	50,000 円
③組合内カンパからの見舞金		5月～とりくみのカンパ・義援金を集計中		
必 要 な も の	1、写 真	○	○	○
	2、見積書など	○	○	○
	3、り災証明の写し	不要	○	○

## 4、 色々な手続きのながれ



## 5、《大工さん募集》 木造仮設住宅の対応を県と組合で確認

熊本地震を受けて熊本県は木造仮設住宅を建設する「災害協定」を、全国木造建設事業協会（全木協）と6日に締結しました。

断熱などで質が高く割安な木造応急仮設の建設を拡大し県産木材、畳材を使って復興をはかる

### ◎全木協とはどんな団体か

熊建労の加入する全国建設労働組合総連合：組合員数約 62 万人と一般社団法人 J B N・全国工務店協会：会員数約 3000 社（建設業界最大の労働組合と日本最大級の工務店組織）で構成する組織

### ◎木造仮設への職人送り出しの対応

①供給する職種：大工職

②労働条件：賃金 26,000 円/1 日、交通費 1000 円、

※ 福利厚生費は賃金に込、建退共はなし、宿泊費は全木協負担

労働時間は朝 8 時～18 時 休憩 120 分、指揮命令は全木協の幹事会社（監督）のもと従事する全木協熊本県支部の主幹事会社エーコープと一人ひとり労働契約を結ぶ

※ 雇入れ通知をだす、労災保険適用

③供給日時：6 月 1 日着工から順次（阿蘇市、氷川町、宇城市、御船町）

④熊建労の支部やブロッで説明会を開催中です。くわしくは支部事務所へ問い合せください。

仕事や暮らしの「なんでも相談」、困った時は熊建労へ ☎ 096-372-7447

## 国や自治体による支援制度 早見表

### 1、まずは、り災証明書 = 災害による被害の程度を証明する書面をとる

程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満

### 2、災害にあった人の支援制度一覧

利用できる制度		対象	必要書類、金額など
住民税の減免		半壊以上	印鑑・り災証明書 (写し可)
固定資産税の減免			
発行手数料 減免	印鑑登録証明書 ----- 住民票 (記載事項証明書)	被害にあった人	印鑑・り災証明書 (写し可) 本人確認ができるもの
国民健康保険料の減免		半壊以上	保険証・印鑑・り災証明書
後期高齢者医療保険料の減免			
国民年金保険料の減免			年金手帳・印鑑・り災証明書 (写し可)
介護保険料の減免			印鑑・り災証明書 (写し可)
介護サービス利用料の減免			
保育料の減免		被害にあった人	
水道料金の減免		住宅半壊以上	り災証明書 (り災名簿にある人)
下水道使用料の減免			
市立小・中学校の教科書		児童・生徒	
災害見舞金の支給		全壊	2万円 (熊本市)
		半壊	1万円
被災者生活再建 支援制度	①基礎支援金	全壊等	100万円 (1人世帯は 3/4)
		大規模半壊	50万円 //
	②加算支援金	建設・購入	200万円 //
		補修	100万円 //
		賃借 (公営住宅以外)	50万円 //
応急修理補助制度		半壊以上	限度額 57万6千円
災害援護資金 (貸付制度) 年利 3% 据置 3年以内 無利子	生計を支える人がケガをして1ヵ月以上の療養中	全壊	350万円
		半壊	270万円
		1/3以上の損害	250万円
		損害なし	150万円
	生計を支える人がケガも療養もない	全壊	250万円
		半壊	170万円
		1/3以上の損害	150万円